

外国為替の取引等の報告に関する省令
平成10年 3月19日大蔵省令第29号

改正：令和 2年 3月12日財務省令第6号（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 3月12日	
◆追加◆	<p>（新型コロナウイルス感染症に起因して生じた事態に対応するための特例）</p> <p>第十七条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に起因するやむを得ない事情により、この省令に基づく報告義務の全部又は一部を履行することができないときは、そのできない報告義務について履行することを要しない。この場合において、当該報告義務を履行しなかった者は、履行しなかった報告義務の全部又は一部を履行することができることとなった後、遅滞なく、当該報告義務を履行するものとする。</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月12日 財務省 令 第6号～	
施行日：令和 2年 3月12日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・一二財務令六）
-改正法・附則- ～令和 2年 3月12日 財務省 令 第6号～	
施行日：令和 2年 3月12日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から適用する。
